

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年9月19日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

さいたま北部医療センター

院長 黒田 豊

1 競争に付する事項

(1) 業務名

「さいたま北部医療センター新病院 移転支援及び移転実行業務」

(2) 業務概要

現地、独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター（以下「既存病院」と言う。）から、現在建設中である独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター新病院（以下「新病院」と言う。）へ移設が必要となる物品等の搬送並びに入院患者の移送等に伴う業務。

(3) 業務の仕様等

別紙「入札説明書」及び「仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から移転終了まで（平成31年3月1日予定）

(5) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、業務名に係る直接経費の他、施工費・運搬費等納入に係る一切の経費を含め見積もるものとする。
- ② 入札金額については、仕様書に記載されたそれぞれの調達件名の金額を記入すること。第一交渉権者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数がある時はその端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争に参加する者に必要な資格及び条件

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。

- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」のうち、「A」・「B」又は「C」等級に格付され、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、登録の停止を受けている期間は参加できない。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、または過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

3 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間

- (1) 交付場所：独立行政法人地域医療機能推進機構
さいたま北部医療センター総務企画課経理係
- (2) 交付期間：平成30年9月20日（木）～平成30年10月5日（金）
17時00分迄

4 入札関連必要書類の提出場所及び期限

- (1) 提出場所：上記 3（1）に同じ
- (2) 提出期限：平成30年10月9日（火） 17時00分迄

5 入札日時及び場所

- (1) 開札場所：独立行政法人地域医療機能推進機構
さいたま北部医療センター 管理棟3階大会議室
- (2) 開札日時：平成30年10月10日（水） 10時00分

6 その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2（1）・（2）の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 契約の相手方の決定方法
① 契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。

②第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。